

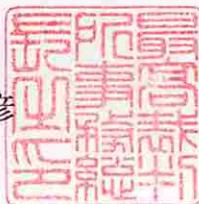
最高裁秘書第1860号

平成31年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月20日付け（同月22日受付、最高裁秘書第1558号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が、全国の家庭裁判所に対し、平成31年1月、成年後見人は原則として親族が望ましいなどと通知した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。